青森大学の近未来計画策定タスクフォースの設置及び運営について

学長裁定
令和 6 年 7 月 24 日

（目的）

第 1 条 この裁定は、青森大学（以下「本学」という。）の持続可能性を担保するために、本学が 5 年後の近未来にあるべき姿の具体的なイメージ及びそのイメージを達成するための具体的な計画を策定するために、学内の意見をまとめ、学長に答申することを目的として、本学の近未来計画策定タスクフォース（以下「タスクフォース」という。）を設置・運営するため、必要な事項を定める。

（業務）

第 2 条 前条の目的を達成するために、タスクフォースは次の各号に掲げる業務を行う。

（1）本学の 5 年後の近未来にあるべき姿の具体的なイメージの策定

（2）前号のイメージを達成するために早急に開始すべき具体的計画の策定

（3）その他、目的を達成するために必要な事項

2 タスクフォースは、本学が置かれた次の各号に掲げる要因を考慮して本学のあるべき姿を構築し、どのようなプロセスでそれを達成していくのかについて、全学が一致協力して進めることが出来るよう答申をまとめていくものとする。

（1）本学の持続可能性について、本学が置かれた財務状況を踏まえた対応

（2）文部科学省の集中経営指導法人の重要事項となっている薬学部の安定的な学生の確保と国家試験の合格率の向上

（3）文部科学省の集中経営指導法人の重要事項となっている東京キャンパスにおける十分な留学生教育及び支援

（4）本年が 5 年目となっている文部科学省の集中経営指導法人の指導事項への対処、特に 6 年目の文部科学省からの指導の可能性を見据え、今年度から必要とされる対処法

（5）本学の中期的計画及び各学部の中期的計画との整合性

（6）既に決定している総合経営学部と社会学部の統合の実施

（7）メインバンクに提出している事業計画に記載されている令和 7 年度の社会学部の募集停止に関する対策

（8）本学が採択されている機能強化プロジェクトをどのように本学のあるべき姿を踏まえた対応

（組織構成）

第 3 条 タスクフォースは、学長が指名する副学長、学部長、学科長、経営戦略局長及びタスクフォース長が指名する教職員により構成する。

2 タスクフォース長は、学長が指名する副学長とする。

（会議）

第４条 タスクフォース長は、会議を招集し、その議長となる。
２ タスクフォース長は、必要に応じ第３条第１項に定める構成員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
３ タスクフォース長は、進捗状況等を大学運営会議で報告するものとする。

（庶務）
第５条 タスクフォースの庶務は、経営戦略局において処理する。

（改正）
第６条 この裁定の改正は、学長が行う。

附　則
この裁定は、令和６年７月２４日から施行する。